工 事 仕 様 書

工事番号　土消防工第８号
工事件名　中村南五丁目地内防火水槽撤去工事
工事場所　土浦市中村南五丁目地内
工事期間　令和９年３月１５日まで

内容

１　目的

公設防火水槽の解体撤去及び原状復帰する。

２　工事概要

（１）解体工事

・埋設防火水槽上のアスファルト、砕石の解体撤去
・防火水槽の解体撤去

（２）産業廃棄物処分

・解体工事に伴い発生する産業廃棄物一切の収集運搬及び処分

（３）解体箇所等の整地整正

・防火水槽解体撤去後の山砂等で埋戻し、作業用地等を含めて整地する。

３　解体工作物等概要

・防火水槽　容量：４０㎥
（外枠想定：縦 8,000 ㎜×横 3200 ㎜×高さ 3,000 ㎜、コンクリート厚 300 ㎜）

４　特記事項

・工事を進めるにあたっては安全対策に十分配慮し、近隣住民や通行人の安全確保につとめること。
・施行中においては、車両出入り及び道路を往来する車両には十分な配慮をすること。
・埋設物が発見された場合は、監督員に通知のうえ、原則、本契約内で撤去処分すること。

５　一般事項

・提出書類は、市所定の様式を使用すること。（様式は市 HP よりダウンロード可）
・施工にあったては「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版）及び各関係法令等を遵守すること。
・工事用電力、工事用水に係る一切の費用は請負者負担とする。
・本工事に起因した事故、周辺道路・土地建物の損傷、電波障害等による近隣苦情処理の一切は請負者の責任において対応し解決すること。ただし，市が必要と認めた場合に限り，市はその問題の解決及び処理に向け請負者に協力するものとする。なお、これらに係る費用は請負者負担とする。
・官公署への手続きが必要な場合は速やかに行う。なお、手続きに必要な費用は請負者負担とする。
・内容について不明の箇所は随時、市係員と十分打合せのうえ作業を進めること。なお、質疑等は書面にて提示すること。

6　提出書類

・契約後速やかに提出するもの

工程表	1部
現場代理人及び主任（監理）技術者選任通知書	1部

・着工前に提出するもの

着工届	1部

・工事完成時に提出するもの

工事完成届	1部
工事カラー写真（施工前・施工中・完成）	1部
工事写真データ（ＪＰＥＧ形式）	1部
実施工程表	1部

・検査合格後に提出するもの

工事目的物引渡書	1部
請求書	1部

・その他　市係員の指示するもの

7　その他

本仕様書は、業務遂行上に必要最小限の定めであり、業務上問題が生じた場合には、速やかに双方が協議し、円滑な業務遂行を努めること。